

令和3年4月26日

山梨県産業労働部労政雇用課

課長 渡辺 一秀

電話 055-223-1561 (内線 4800)

報道関係者各位

「新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金」 の創設について

新型コロナウイルスワクチンの接種については、4月から高齢者向けの接種が開始されており、今後、一般向け接種が開始される見込みとなっておりますが、接種後に、一定程度の副反応が現れることが判明しております。

県では、安心してワクチンの接種を受けていただくため、ワクチン接種の副反応と思われる症状により休業を余儀なくされ、有給休暇が取得できないなど給与や事業収入が減少となる者に対して、一定額を助成する制度を創設する予定です。

制度の概要

- 1 助成対象者（①～③全てを満たす者）
 - ① 労働者、個人事業主
 - ② 山梨県内でワクチンの接種を受け、副反応と思われる症状により休業した者
 - ③ 休業中、給与、事業所得、休業手当、傷病手当金等公的な給付金が得られない者
(有給休暇を取得した者は対象外)
- 2 助成内容（1回目、2回目の接種をいずれも対象）
 - ① 助成金額 1日4千円（ただし、接種1回につき連続する2日を限度とする）
 - ② 助成対象日（助成を行う休業日）
接種を受けた日の翌日及び翌々日のうち休業した日
(ただし、接種当日に接種後に予定されていた勤務を休業することとなった場合は、
接種当日及び翌日のうち休業した日)
- 3 スケジュール
6月からの申請受付開始を目途に準備